

食品表示作成ガイドブック (菓子編)

食品表示法では、原則、容器に入れられ、又は包装されて販売される全ての食品に食品表示が義務付けられています。

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源です。

また、万が一、健康被害や規格・基準の逸脱等が発生した場合、その原因の究明や製品回収などの対応を迅速かつ的確に行うための重要な手掛かりとなります。

食品関連事業者は適切な表示を行い、正しい情報を消費者に伝えなければなりません。



☆必要な食品表示を確認しましょう！

お菓子の販売形態で表示する内容が異なります。

ケース 1

- ・包装された菓子を製造場所以外で販売する場合

一括表示及び栄養成分表示が必要です。このガイドブックで記入漏れがないか確認しましょう！

まずは、どこに当てはまるかチェックまる！



ケース 2

- ・包装された菓子を製造場所で直接販売する場合

原材料名、内容量、栄養成分表示、食品関連事業者（食品表示責任者）、原料原産地名を省略することができます。名称、アレルギー、添加物、保存方法、消費又は賞味期限、製造者は省略できません！

ケース 3

- ・あらかじめ包装せず（注文に応じて容器に詰めるものも含む）販売する場合
- ・設備を設けてその場で飲食する場合

食品表示基準の対象ではないため、食品表示は必要ありません！ただし、消費者の方からの問い合わせ（アレルギーや保存方法など）には答えられるようにしましょう！

お菓子の表示ができるまでの
作成方法を順番に説明するまる！



目 次

ステップ 1	使っている原材料、添加物を書き出しましょう！	・・・P3
ステップ 2	加工食品（複合原材料）の表示ラベルや規格書を用意しましょう！	・・・P3
ステップ 3	原材料を重量割合の高い順に並べ替え、表示方法を整理しましょう！	・・・P4
ステップ 4	添加物を重量割合の高い順に並べ替え、表示方法を整理しましょう！	・・・P5
ステップ 5	アレルギーの表示方法を整理しましょう！	・・・P6
ステップ 6	原料原産地名の表示方法を整理しましょう！	・・・P7
ステップ 7	米トレーサビリティ法による産地表示を整理しましょう！	・・・P8
ステップ 8	一括表示を作成しましょう！	・・・P9
和菓子の表示例		・・・P10
洋菓子の表示例		・・・P11
米菓の表示例		・・・P11
食品表示のポイント		・・・P12
記入シート 1 原材料・添加物一覧		・・・P13
記入シート 2 一括表示		・・・P14
ステップ 9	栄養成分表示を作成しましょう！	・・・P15
栃木県内の食品表示法に係る相談窓口		・・・P16

ステップ1

使っている原材料、添加物を書き出しましょう！

例を参考に、使用するすべての原材料、添加物を書き出しましょう。

例)

品名	重量 (g)	分類		
		生鮮	加工	添加物
つぶあん	1,000		○	
小麦粉	500		○	
卵	420	○		
砂糖	400		○	
蜂蜜	30		○	
しょうゆ	10		○	
重曹	4			○

・使用した「水」は記載する必要はありません。

ステップ2

加工食品（複合原材料）の表示ラベルや規格書を用意しましょう！

例) つぶあん[表示ラベル]

名称	つぶあん
原材料名	砂糖（国内製造）、小豆
内容量	1,000g
賞味期限	枠外下部に表示
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しい場所に保存してください。
製造者	〇〇食品株式会社 栃木県〇〇市〇〇町〇ー〇

例) しょうゆ[表示ラベル]

名称	うすくちしょうゆ（混合醸造）
原材料名	脱脂加工大豆（国内製造）、小麦、食塩、アミノ酸液、米、ぶどう糖／カラメル色素、甘味料（ステビア）、保存料（安息香酸Na）
内容量	500ml
賞味期限	枠外下部に表示
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	〇〇食品株式会社 栃木県〇〇市〇〇町〇ー〇

加工食品（複合原材料）に含まれる添加物やアレルギーの表示漏れを防ぐための重要なステップまる☆☆
必要な情報が手元にない場合は、卸売り元から取り寄せるまる☆☆



ステップ 3

原材料を重量割合の高い順に並べ替え、 表示方法を整理しましょう！

13 ページの記入シート 1 「原材料・添加物一覧」に原材料を記入し、整理しましょう。

- ◆ **ステップ 1** で記入した品名すべてを重量割合の高い順に並べます。
- ◆ **ステップ 2** で用意した表示ラベルや規格書を参考にして、記入シート 1 の「原材料名」及び「重量割合」を記入します。
- ◆ 原材料にアレルギーが含まれる場合は、表の一番右の「含まれるアレルギー」の欄に記入します。

記入例（どら焼き）

「つぶあん」と「しょうゆ」は、複合原材料の名称から含まれている原材料が不明なので、複合原材料の原材料表示（括弧書き）を省略できます。

原材料名 (品名)	重量 (g)	重量割合 (%)	左記原材料に使用されている原材料及び重量割合										含まれる アレルギー		
			原材料名	割合	原材料名	割合	原材料名	割合	原材料名	割合	原材料名	割合			
つぶあん	1,000	42	砂糖	60	小豆	40									
小麦粉	500	21	小麦	100											小麦
卵	420	18	卵	100											卵
砂糖	400	17	さとうきび	100											
蜂蜜	30	1	蜂蜜	100											
しょうゆ	10	0.4	脱脂加工大豆	35	小麦	30	食塩	20	アミノ酸液	10	米	3	ぶどう糖	2	小麦・大豆

「米」と「ブドウ糖」は、複合原材料に占める重量順位が3位以下で、かつ、割合がそれぞれ5%未満なので、複合原材料の原材料を表示する場合「その他」と表示できます。

「しょうゆ」は、最終製品の原材料に占める割合が5%未満なので、複合原材料の原材料表示（括弧書き）を省略できます。

解説！

2種類以上の原材料から構成される加工食品を「複合原材料」といいます。

◇複合原材料の表示方法

複合原材料は、その名称の次に括弧書きで、その複合原材料に使われている原材料を重量割合の高い順に表示します。

例) つぶあん（小豆、砂糖）

しょうゆ（脱脂加工大豆、小麦、食塩、アミノ酸液、米、ぶどう糖）

記入例の緑色の
枠線の部分

◇複合原材料の省略のポイント

1) 次のどちらかに該当する場合は複合原材料の原材料表示（括弧書き）を省略できます。

- ・ 最終製品の原材料に占める複合原材料の重量割合が5%未満の場合
- ・ 複合原材料の名称から、含まれている原材料が明らかな場合
 - ① 複合原材料の名称に主要原材料が明示されている場合（例：加糖卵黄等）
 - ② 複合原材料の名称に主要原材料を総称する名称が明示されている場合（例：もち米粉調整品等）
 - ③ JAS 規格、食品表示基準別表第3、公正競争規約で定義されている場合（例：マーマレード等）
 - ④ 上記以外で一般にその原材料が明らかである場合

2) 複合原材料の原材料が3種類以上ある場合、次の両方の条件を満たす原材料は「その他」と表示できません。

<条件1> 複合原材料の原材料に占める重量割合の順位が3位以下である。

<条件2> 複合原材料の原材料に占めるその原材料の割合が5%未満である。

記入例のオレンジ
色の枠線の部分

注意！ 複合原材料の原材料表示を省略する場合も、アレルギーや添加物の表示は必須です！

ステップ 4

添加物を重量割合の高い順に並べ替え、 表示方法を整理しましょう！

13 ページの記入シート 1 「原材料・添加物一覧」 下欄に添加物を記入し、整理しましょう。

- ◆ **ステップ 1** と **ステップ 2** で確認した添加物を、重量割合の高い順に並べます。
- ◆ 添加物にアレルギーが含まれる場合は、表の一番右の「含まれるアレルギー」の欄に記入します。（アレルギーについては **ステップ 5** 参照）
- ◆ 本ページにある添加物の表示方法を参考に、記入シート 1 の該当する表示方法（※）の欄に○をつけます。
- ◆ 記入シート 1 「食品表示に記載する添加物名」欄を完成させます。

※該当する欄に○をつけます

記入例（どら焼き）

添加物（物質名）	重量 (g) *1	重量割合 (%) *1	用途名 併記必要	一括名 表示可能	省略 可能	食品表示に記載する添加物名 (物質名、一括名表示、用途名併記 したもの)	含まれる アレルギー
重曹(炭酸水素ナトリウム)				○		炭酸水素ナトリウム 又は 膨張剤	
カラメル色素			○			着色料 (カラメル色素) *2	
ステビア			○			甘味料 (ステビア)	
安息香酸ナトリウム			○		○	保存料 (安息香酸ナトリウム)	

*1 重量と重量割合は、規格書等を確認して記入します。

*2 物質名の表示中に「色」の文字を含む場合は、用途名（着色料）の表示を省略することができます。

解説！

◇食品添加物の表示方法

原則すべての食品添加物を物質名（又は簡略名）で表示します。表示方法には、①用途名併記、②一括名表示の規定があります。

① 物質名に用途名の併記が必要なもの（用途名の次に括弧を付して物質名を表示）

- ・ 甘味料 ・ 着色料 ・ 保存料 ・ 増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料 ・ 酸化防止剤
- ・ 発色剤 ・ 漂白剤 ・ 防かび剤又は防ばい剤

記入例の緑色の
枠線部分

② 一括名で表示することができるもの

- ・ イーストフード ・ ガムベース ・ かんすい ・ 苦味料 ・ 酵素 ・ 光沢材 ・ 香料
- ・ 酸味料 ・ 乳化剤 ・ チューインガム軟化剤 ・ 豆腐用凝固剤
- ・ 調味料（甘味料、酸味料又は苦味料に該当するものを除く）
- ・ 水素イオン濃度調整剤（pH 調整剤） ・ 膨張剤（ベーキングパウダー）

記入例のオレンジ色の
枠線部分

◇表示義務が免除される食品添加物

以下の①～③については、添加物表示が免除されます。

①栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品、機能性表示食品を除く）

②加工助剤

- ・ 食品の加工の際に添加されるもので、完成前に除去されるもの
- ・ 食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないもの

③キャリアオーバー

- ・ 食品の原材料の加工の際に使用され、当該食品の加工の際には使用されないもので、当該食品に効果を発揮することがないもの

注意！ 食品添加物の表示を省略する場合であっても、義務づけられているアレルギーの表示は省略できません！

ステップ5

アレルギーの表示方法を整理しましょう！

食物アレルギー表示対象品目

必ず表示が必要な食品： 特定原材料（8品目）	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生
表示が推奨されている食品： 特定原材料に準ずるもの（20品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、 カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、 大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、 やまいも、りんご、ゼラチン

◆アレルギーの表示方法は「個別表示」が基本です（表示方法①参照）。個別表示が難しい場合は例外的に「一括表示」が可能です（表示方法②参照）。

表示方法① 個別表示の場合

◆アレルギーを含む原材料又は食品添加物の直後に括弧書きで表示します。

①原材料（ステップ3）のアレルギー表示

「〇〇を含む」と表示します。

（乳の場合は「乳成分を含む」と表示）

【表示例】

原材料名	〇〇、〇〇、しょうゆ（大豆・小麦を含む）
添加物	△△、△△、乳化剤（大豆由来）

注意！（ ）の中のアレルギーが複数になる場合は「・（中点）」でつなぎます。

②食品添加物（ステップ4）のアレルギー表示

「〇〇由来」と表示します。

（乳の場合は、「乳由来」と表示し、「乳成分由来」とは表示しません。）

用途名を併記する食品添加物は「用途名（物質名：〇〇由来）」と表示します。

※原材料又は食品添加物に同一の特定原材料等が含まれている場合は、そのうちのいずれかに特定原材料等を含む旨を表示すれば、それ以外の原材料又は食品添加物に含む旨を省略することができます。

表示方法② 一括表示の場合

①食品添加物の事項欄を設ける場合

それぞれ原材料名欄の最後と食品添加物欄の最後に表示します。

「（一部に〇〇・〇〇・・・を含む）」と表示

【表示例】

原材料名	〇〇、〇〇、しょうゆ（大豆・小麦を含む）
添加物	△△、△△、乳化剤（大豆由来）

②食品添加物の事項欄を設けない場合

原材料名欄の最後に原材料と食品添加物のアレルギーを表示します。（表示方法は①同様）

原材料名	・・・〇〇、しょうゆ／△△、△△、乳化剤、（一部に小麦・大豆を含む）
------	------------------------------------

注意！

- ・「個別表示」と「一括表示」を組み合わせることはできません！
- ・個別表示では、拡大表記や代替表記（※12 ページ参照）の場合にアレルギー表示を省略することができますが、一括表示では、全てのアレルギーを表示する必要があります！

ステップ 6

原料原産地名の表示方法を整理しましょう！

◆重量割合上位 1 位の原材料が**生鮮食品**の場合は、その「**産地**」を表示します。

① 原材料名欄に原料原産地名表示も含める場合

原材料名 小豆 (国産)、〇〇・・・

② 別途原料原産地名欄を設ける場合

原料原産地名 国産 (小豆)

※食品表示基準別表 15 の 1 に掲げる食品群と農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎりは個別に原料原産地表示の規定を設けています。

消費者庁ホームページから確認してください。

◆重量割合上位 1 位の原材料が**加工食品**の場合は、その「**製造地**」を表示します。

① 原材料名欄に原料原産地名表示も含める場合

原材料名 小麦粉 (国内製造)、〇〇・・・

② 別途原料原産地名欄を設ける場合

原料原産地名 国内製造 (小麦粉)

解説！ 原料原産地名表示のポイント

① 使用した原材料の原産地を、**国別**で、**重量順**に表示します。

- ・産地が複数ある場合は、重量割合が高い順に表示します。製造地の場合も同様です。
- ・生鮮食品の産地は、「国名のみ」又は国名に「産」をつけて「〇〇産」と表示します。下記のポイント②の都道府県名等で表示する場合も同様です。

原材料名 小豆 (国産、アメリカ産)

原材料名 小豆 (国産、アメリカ)

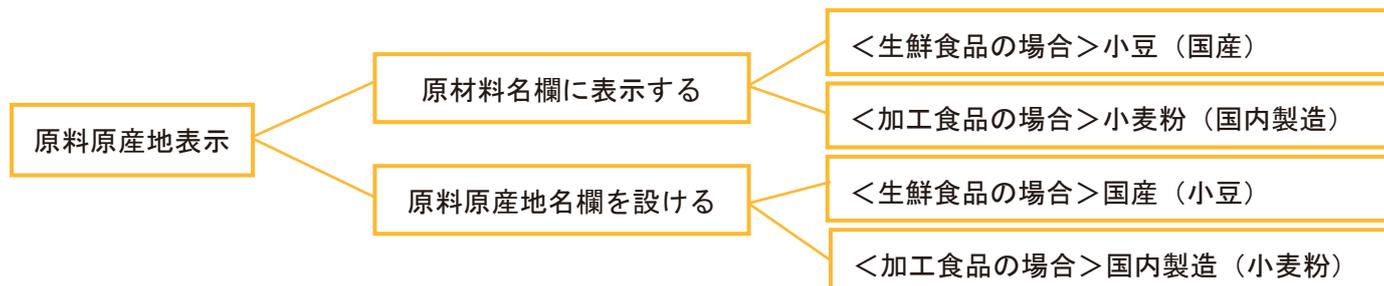
※産地が多数ある場合や産地切替が行われる見込みがある場合などの記載については、表示方法が複雑になりますので、ご注意ください。(詳細は消費者庁ホームページを参照ください。)

② 原産地は都道府県名等でも表示できます。

- ・対象原材料が**生鮮食品**で国産の場合は次のような表示も可能
 - 1) 農産物：産地の都道府県名その他一般に知られている地名 (例：いちご (栃木県産))
 - 2) 畜産物：主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名 (例：鶏肉 (栃木県))
 - 3) 水産物：水域名、水揚げ港名、水揚げした港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名 (例：ぶり (鹿児島県産))
 - ・対象原材料が**加工食品**で国内製造の場合次のような表示も可能
 - 4) 加工食品が製造された都道府県名その他一般に知られている地名 (例：小麦粉 (栃木県製造))
- ※重量割合上位 1 位の原材料が加工食品の場合でも、その加工食品に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合は、その産地を表示することもできます。(例：小麦粉 (小麦 (栃木県産))

★実際に表示する食品について、フローチャートで確認してみましょう。

【表示例】



ステップ7

米トレーサビリティ法による産地表示を整理しましょう！

- ◆米・米加工品（だんご、米菓等）については、米トレーサビリティ法*に基づき「米」の産地情報の伝達が必要です。
- ◆米加工品において「米」等以外の原材料が重量割合上位1位となる場合、「米」等の産地表示に加えて、「米」等以外の「重量割合上位1位の原材料」の原料原産地名を表示する必要があります。
- ◆「米」等以外の原材料の産地の表示方法の説明は、7ページの「ステップ6」を参照ください。

米トレーサビリティ法に基づく加工品の産地表示のポイント

- ① 原材料名欄に米の産地表示も含める場合、原材料名を表示した次に括弧書きで産地を表示します。

【表示例】

原材料名	うるち米（国産、〇〇産）、〇〇……
------	-------------------

- ② 原材料名欄以外に表示する場合、欄外に米の産地を分かりやすく表示します。

【表示例】

消費期限	20××年××月××日
保存方法	直射日光及び高温多湿を避けてください。
製造者	株式会社 〇〇〇 栃木県〇〇市〇〇町〇一〇

使用しているお米は国産です。

- ③ 商品外装に「ホームページアドレス」や「お客様相談窓口」を表示し、消費者が米の産地状況を入手できるようにする。

【表示例】

消費期限	20××年××月××日
保存方法	直射日光及び高温多湿を避けてください。
製造者	株式会社 〇〇〇 栃木県〇〇市〇〇町〇一〇

原料米の産地情報については、下記のお客様相談窓口までお問い合わせください。

TEL 0120-〇〇〇〇-〇〇〇〇

米等が重量割合上位1位の場合、米等以外の原材料の産地の表示については、米の産地が表示されているので、「ステップ6」で説明した原料原産地の表示がなくてもいいまる☆☆



米トレーサビリティ法*については、以下の農林水産省ホームページで確認できます。

https://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/kome_toresa/

*米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）

ステップ 8

一括表示を作成しましょう！



14 ページの記入シート 2
に実際の表示内容を記入
してみるまる☆☆

①名称

- 一般的な名称を表示します。
- 商品名ではありません。

例)「洋菓子」、「和菓子」「焼き菓子」、
「米菓」、「菓子詰め合わせ」等

②原材料名

- ステップ3を参考に、重量割合の高い順に記載します。
 - 複合原材料は、その名称の次に括弧書きで、使われている原材料を重量割合の高い順に記載します。
 - ステップ5の義務づけられているアレルギー表示は省略できません。
- ※添加物も併せて記載する場合は、「/」を記載した後、もしくは「改行」した後等に表示します。

③添加物

- ステップ4を参考に、重量割合の高い順に記載します。
 - ステップ5の義務づけられているアレルギー表示は省略できません。
- ※原材料名欄に記載する場合は、添加物欄は不要です。

④原料原産地名

- 米以外の原材料が重量割合1位の場合は、ステップ6を参考に重量割合第1位の原材料の原料原産地名を記載します。
- ※米が重量割合第1位の場合はステップ7を参考にしてください。

⑤内容量

- グラム(g)、枚、個等と表示します。内容量を外見上容易に識別できるもの(容器包装が透明なもの等)については、省略することができます。(特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品を除く。)

⑥消費期限又は賞味期限

- 年月日の順で表示します。
- 年月日に併せて、必要に応じて時間まで表示することができます。

⑦保存方法

- 食品の特性に従って、「要冷蔵(10℃以下で保存)」、「10℃以下で保存」、「直射日光及び高温多湿を避けてください。」等と表示します。

⑧食品関連事業者

- 表示内容に責任を有する者の氏名(名称)及び住所(所在地)を表示します。
- 事項名は、表示責任者が製造業者の場合は「製造者」、加工業者の場合は「加工者」、販売事業者の場合は「販売者」とします。

⑨製造所等

- 最終的に衛生状態を変化させる行為(製造又は加工)を行った場所の所在地及び製造者又は加工者の氏名(名称)を表示します。
- ※表示する箇所は枠外でも問題ありません。
- ※法人でない場合は代表者氏名が必要です。
- ※屋号を併記することも可能です。

名称	①
原材料名	②
添加物	③
原料原産地名	④
内容量	⑤
消費期限又は賞味期限	⑥
保存方法	⑦
製造者又は加工者	⑧
製造所	⑨

※表示に用いる文字の大きさは、原則8ポイント以上！

遺伝子組換え食品を原材料として使用した場合は、「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等表示する必要があります。(対象農産物：大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな)

いろいろな表示例をご紹介します！

◆ステップ2～8で確認した内容を実際の一括表示に記入していきます。

和菓子の表示例

名称	どら焼き
原材料名	つぶあん（国内製造）、小麦粉、卵、砂糖、蜂蜜、しょうゆ（小麦・大豆を含む）／膨張剤、着色料（カラメル色素）、甘味料（ステビア）
内容量	1個
消費期限	20××年○月○日
保存方法	直射日光及び高温多湿を避けてください。
製造者	株式会社○○ 栃木県○○市○○町○ー○

・蜂蜜を使用していますので、1歳未満の乳児には与えないで下さい。

複合原材料の原材料を省略する場合でも、義務づけられているアレルギーや添加物は省略できない☆



左の記入例では、原材料名の欄に、「原材料名」、「原料原産地名」、「添加物」、「アレルギー」を表示しています。

★原材料名★

- ・つぶあん、しょうゆは、複合原材料ですが、その名称から含まれている原材料が明らかな場合に該当するため、原材料表示を省略しています。
- ・その他に、複合原材料に占める重量順位が3位以下で、かつ、割合がそれぞれ5%未満の原材料を、「その他」と表示する方法もあります。
- ・複合原材料の表示方法の詳細は4ページをご覧ください。

★アレルギー★

- ・個別表示をしています。
「小麦粉」は拡大表記であることから特定原材料を含む旨の表示を省略しています。（※拡大表記の解説は12ページをご覧ください。）
- ・アレルギーの表示方法の詳細は6ページをご覧ください。

解説！

◇食品関連事業者等とは

- ・食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者又は食品の販売を業とする者
- ・上記の他、食品の販売をする者

※食品表示を行う際には、食品関連事業者のうち、表示内容に責任を有する者について表示します。表示する際には「製造者」、「加工者」、「輸入者」、「販売者」と記載します。

◇「製造者」と「加工者」の違い

- ・「製造」とは、その原料として使用したものと本質的に異なる新たなものを作り出すことで、表示をする食品が「製造」されたものの場合、「製造者」と表示します。
- ・「加工」とは、加工行為を行う前後で比較して、本質の変更を及ぼさない程度の行為で、表示をする食品が「加工」されたものの場合、「加工者」と表示します。

洋菓子の表示例

名称	チョコレートケーキ
原材料名	準チョコレート（パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳等、カカオマス、食塩）、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩／ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、（一部に大豆・乳成分・小麦・卵を含む）
原料原産地名	国内製造（準チョコレート）
内容量	1個
消費期限	令和〇年〇月〇日 〇時
保存方法	10°C以下で保存してください。
販売者	株式会社〇〇 栃木県〇〇市〇〇町〇ー〇

製造所：〇〇洋菓子店 栃木太郎
栃木県〇〇市〇〇町〇ー〇

左の記入例では、原材料名の欄に、「原材料名」、「添加物」、「アレルゲン」を表示しています。

★原料原産地名★

- ・原料原産地名の欄を設けて表示しています。
原料原産地名と原材料名を対応させて表示します。

★食品関連事業者★

- ・表示内容に責任を有する者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を表示します。
「販売者」が表示責任者となる場合は、食品関連事業者間（製造者・加工社・輸入者）での合意が必要です。

★製造所等★

- ・製造者氏名と製造所所在地を表示します。
食品関連事業者と同一の場合は省略できます。

米菓の表示例

名称	米菓
原材料名	うるち米（国産）、植物油脂、砂糖、しょうゆ（小麦・大豆を含む）、でん粉、海苔、食塩、水あめ
添加物	調味料（アミノ酸等）、乳化剤、着色料（カラメル色素、パプリカ色素）、ソルビット
内容量	30枚
賞味期限	20××年〇月〇日
保存方法	直射日光及び高温多湿を避けてください。
製造者	株式会社〇〇 栃木県〇〇市〇〇町〇ー〇

★重量割合上位1位の原材料が「米」等以外だった場合、米トレーサビリティ法により、重量割合上位2位以下であっても「米」等の米の産地は伝達しなければなりません。
その場合、欄外に表示することもできます。（[ステップ7](#)参照）

左の記入例では、原材料名の欄に、「原材料名」、「原料原産地名」、「アレルゲン」を表示しています。

★添加物★

- ・添加物の欄を設けて表示しています。
・ソルビットを甘味料として使用する場合は、用途名の併記が必要です。
例：甘味料（ソルビット）

★消費期限又は賞味期限★

- ・以下に示す方法で表示してください。
「令和6年4月1日」
「6. 4. 1」
「06. 04. 01」
「2024年4月1日」
「24. 4. 1」
「24. 04. 01」
・数字の「.」は省略することもできますが、読み間違えないよう、年月又は日が1桁の場合は2桁目に「0」を付して表示してください。
「060401」
「20240401」
「240401」
・製造日から賞味期限が3箇月を超えるものについては、「年月」で表示することもできます。

★食品表示のポイント★

★「卵黄」「卵白」のアレルゲン表示について

「卵」のうち、「卵白」と「卵黄」については、特定原材料（卵）を含んでいますが、アレルギー患者の誤認を防止するため、拡大表記の対象としていません。

技術的に卵白と卵黄を完全に分離することは困難であることを知らないアレルギー患者が、卵黄表示しかない食品に卵白は含まれないと誤認する可能性が否定できないこと等から、「卵を含む旨の表示」が必要です。

★アレルゲン表示の代替表記と拡大表記について

特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものとして、「代替表記」と「拡大表記」があります。

- ・代替表記：特定原材料等と表示方法や言葉は異なるが、特定原材料等と同様のものであることが理解できる表記（例：海老、玉子、ミルク、ピーナッツ等）
- ・拡大表記：原材料名に特定原材料等又は代替表記を含む場合は、特定原材料等を使った食品であることが理解できる表記（例：えび天ぷら、小麦粉、厚焼玉子、牛乳等）

★詰め合わせ食品の表示について

詰め合わせ食品の表示については、単なる詰め合わせ商品になるのか、詰め合わせることで新たな独立した一つの商品となるのかによって、表示方法が異なります。

- ・単なる詰め合わせ商品の場合
→個別の詰め合わせた食品ごとに外装に表示するのが原則です。
- ・新たな独立した一つの商品（詰め合わせたものを全て使用して合わせて食することを意図した食品）の場合
→全体を一つの食品とみなし、外装に一括表示するのが原則です。

※上記ルールは、栄養成分表示についても同様です。詳しくは食品表示基準 Q&A を御確認ください。

★内容量表示について

以下の菓子類を密封して販売する場合は、グラム（g）での表示義務があります。

- (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー（ナッツ類、クリーム、チョコレート類をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、**一個の質量が3グラム未満のものに限る。**）
- (2) 油菓子（一個の質量が3グラム未満のものに限る。）
- (3) 水ようかん（くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。）
- (4) プリン及びゼリー（缶入りのものに限る。）
- (5) チョコレート（ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。）
- (6) スナック菓子（ポップコーンを除く。）



★特色のある原材料の表示について

「栃木県産米使用」のように、特色のある原材料を使用していることを強調したい場合は、強調したい部分にその使用割合を表示する必要があります。

（ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができます。）

なお、その根拠とある資料を必ず保管しておく必要があります。

記入シート2：一括表示

★原材料名欄に原料原産地名、添加物を一緒に表示する場合

名称	
原材料名	
内容量	
消費期限又は賞味期限	
保存方法	
販売者	
製造者	

★原料原産地名、添加物名を、欄を設けて表示する場合

名称	
原材料名	
添加物	
原料原産地名	
内容量	
消費期限又は賞味期限	
保存方法	
販売者	
製造者	

ステップ 9

栄養成分表示を作成しましょう！

◆栄養成分の量及び熱量の表示方法は、「食品表示基準」で決められています。

- ①必ず「栄養成分表示」と表示します。
- ②食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。
(1食分である場合、1食分の量を併記して表示します。)
- ③熱量及び栄養成分の表示の順番や表示する単位、最小表示の位は決まっています。最小表示の位より下げて表示することも可能です。表示する際は、一定値(○g)又は下限値及び上限値(△g～□g)で表示します。
- ④表示された値が食品表示基準で定めた分析方法によって得られた値と一致しない可能性がある場合には、「推定値」、「この表示値は、目安です。」のいずれかの文言を含む表示をする必要があります。

表示例

★重要★

表示が義務付けられているのは、「熱量」、「たんぱく質」、「脂質」、「炭水化物」、「食塩相当量」の5項目で、この順で表示します。

③

①栄養成分表示 ②(1個○○g当たり)	
熱量	○○kcal
たんぱく質	○○g
脂質	○○g
炭水化物	○○g
食塩相当量	○.○g

④(推定値)

詳細は、

「<事業者向け>食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」(消費者庁)を参照してください。



【計算による算出を行う場合の手順例】

・原材料の配合量当たりの栄養成分含有量を算出し、それらを合計する方法

- ① 製造レシピ(原材料の配合量(可食部重量)、調理加工工程等)を決定する。
- ② 原材料ごとに計算に引用するデータ(日本食品標準成分表の値や原材料メーカーから入手した値等)を用意する。
- ③ ②の100g当たりの原材料の栄養成分含有量から、食品の使用量(可食部)の重量に対する栄養成分等の含有量を計算する。
- ④ ③を合計する(100g当たりの栄養成分が算出される)。
- ⑤ ④を表示する食品単位当たりの栄養成分含有量に換算する。

(例) 日本食品標準成分表は100g当たりの成分値が記載されているので、以下のような計算式で求める。

$$\text{配合量当たりの栄養成分含有量} = \text{日本食品標準成分表の100g当たりの成分値} \times \frac{\text{配合量}}{100}$$

<クッキーの熱量(エネルギー)を計算する場合>

食品名	①	②	③
	使用量(可食部)(g)	日本食品標準成分表の食品名 100g当たりの熱量(kcal)	使用量当たりの熱量(kcal)
小麦粉	200g	穀類/こむぎ/[小麦粉]/薄力粉1等	698
バター	100g	油脂類/(バター類)/無発酵バター/食塩不使用バター	720
砂糖	80g	砂糖及び甘味類/(砂糖類)/車糖/上白糖	313
卵	50g	卵類/鶏卵/全卵, 生	71
④全重量の熱量(kcal)			1802
⑤40個に分けたうちの1枚当たりの熱量(kcal)			45

※他の栄養分も同様に算出することができる

栄養強調表示を行う場合は、分析値による栄養成分表示が必要です。

日本食品標準成分表は、文部科学省のホームページから見るができます。



詳しいルールが知りたい時は、消費者庁や栃木県のホームページを御覧ください。

消費者庁 食品表示 🔍 検索

栃木県 食品表示 🔍 検索

消費者庁ホームページでは、以下の資料が確認できます。

- 「早わかり食品表示ガイド」
- 「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」
- 「全ての加工食品の原材料の産地が表示されます！」
- 「知っていますか？遺伝子組換え表示制度」



栃木県内の食品表示法に係る相談窓口

◆最寄りの健康福祉センター等に御相談ください。(8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く))

相談窓口	事業者が所在する市町	添加物、アレルギー、期限表示等食品の安全性に関すること	熱量及び栄養成分等に関すること	原材料、原産地、内容量等食品の品質に関すること
県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市	0289-64-3028	0289-62-6225	—
県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-83-7220	0285-82-3323	—
県南健康福祉センター	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	0285-22-4235	0285-22-1509	—
県北健康福祉センター	大田原市、那須塩原市、那須町、矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須烏山市、那珂川町	0287-22-2364	0287-22-2679	—
安足健康福祉センター	足利市、佐野市	0284-41-5897	0284-41-5895	—
今市健康福祉センター	日光市	0288-21-1066	—	—
栃木健康福祉センター	栃木市、壬生町	0282-22-4121	—	—
宇都宮市保健所	宇都宮市	028-626-1110	028-626-1126	—
県保健福祉部健康増進課	県内全域 (宇都宮市を除く)	—	028-623-3094	—
県保健福祉部医薬・生活衛生課	県内全域	—	—	028-623-3114

◆食品表示法以外の食品表示に関連する法律及びその関連部署について

○米トレーサビリティ法関係

- 県農政部農政課食育・地産地消担当 (028-623-2287)
- 河内農業振興事務所企画振興部 (028-626-3076)
- 上都賀農業振興事務所企画振興部 (0289-62-5236)
- 芳賀農業振興事務所企画振興部 (0285-82-4720)
- 下都賀農業振興事務所企画振興部 (0282-23-3425)
- 塩谷南那須農業振興事務所企画振興部 (0287-43-1252)
- 那須農業振興事務所企画振興部 (0287-23-2151)
- 安足農業振興事務所企画振興部 (0283-23-1455)

○不当景品類及び不当表示防止法関係

- 栃木県生活文化スポーツ部
- くらし安全安心課 (028-623-3242)

○計量法

- 栃木県計量検定所(宇都宮市を除く) (028-667-9425)
- 宇都宮市計量検査所 (028-616-1562)